

2019年3月11日
統計委員会担当室

統計委員会委員の意見書についての審議結果を受けた 厚生労働省への情報提供の要望

3月6日の統計委員会では、毎月勤労統計調査の不適切な事務処理の事案について、5名の統計委員会委員（川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、宮川委員）から、厚生労働省に対して統計技術的・学術的観点から情報提供を求める意見書が提出され、審議を行ったところです。これを受けて、西村統計委員会委員長の名により、厚生労働省が統計委員会に対し、以下の統計技術的・学術的観点からの情報提供を行うことを要望します。本情報は、統計委員会において毎月勤労統計の精度向上を図るための審議を行う上で不可欠な情報であることから、すべての項目について、次回開催の統計委員会から、順次、かつ、可及的速やかに文書で回答されたい。

（1）東京都・500人以上部分の復元について

（総論）

- ① 抽出調査では標本誤差が発生する上に、無回答、標本の摩耗（Attrition）などの影響も生じるため、より適切な推計を行うには、これらのことを考慮に入れて推計する必要があることが委員意見書では指摘されていますが、毎月勤労統計における最も適切な推計・復元のあり方について、厚生労働省はどう考えていますか。
- ② 平成16年1月からの抽出調査への切り替えに先立ち、上記①について、当時、どのような検討が行われ、どのような設計に基づいて抽出が行われたのかを説明してください。

（各論）

- ③ 抽出調査を導入した平成16年以降において、東京都500人以上の標本誤差率を計算したことがありますか。あるいは、賃金や常用労働者数の分散、

双方の共分散など標本誤差構造を示す統計量を計算・分析した事例はありますか。計算・分析事例ならびに結果の評価について説明をしてください。

- ④ 無回答や標本の摩耗などに伴う非標本誤差の影響について、分析・評価を行ったことがありますか。その分析事例と結果の評価を説明してください。さらに、これを復元推計にどのように反映すべきか、これまでに検討した結果について説明してください。
- ⑤ こうした非標本誤差の影響（あるいは東京都500人以上事業所における調査票回収の状況）が、東京都における抽出調査の導入に影響があったのか、説明をしてください。

（2）不適切処理の経緯について

（総論）

- ① 統計委員会は、統計技術的・学術的側面から、今般の事案がどのような理由で行われたのかを知り、それに基づいた再発防止策を考える責務を負っています。委員意見書においては、そうした観点に立って、「監察委員会追加報告は、当事者がどういう統計技術的・学術的理由のもとに不適切処理を始め、それを継続したのか、あるいは総務省・統計委員会に隠して復元処理を始めたかについての分析も評価もなく、再発防止を考える際に必要な情報が著しく不足している」と指摘しているところです。

当事者がどういう統計技術的・学術的理由のもとに不適切処理を始め、それを継続したのか、あるいは総務省・統計委員会に隠して復元処理を始めたかについて、厚生労働省はどのように分析、評価していますか。

- ② 監察委員会追加報告 p.9において『雇用・賃金福祉統計室長Fは（中略）平成29年秋頃に適切な復元処理による影響を試算したが、その影響は大きいものではないと判断した。』について、どのような根拠（試算）に基づいて、判断したのか、試算内容を含め、詳しい情報を提供してください。

（各論）

- ③ 監察委員会報告p.24によれば、雇用・賃金福祉統計室長Fは、「東京都の一部の事業所に関する復元処理による影響について、東京都分を的確に評価すると誤差は0.2%程度であり、正直、誤差の範囲内であると思ってい

た」と評価していた。これは、再集計値における改定幅と比較するとかなりの過小評価である。当時のF室長の試算が過小評価となった理由は何か。

- ④ 復元処理の影響は、1) 東京都分の復元処理による500人以上の賃金への直接的影響と、2) 過去の復元処理による500人以上の常用労働者数の増加を通じた間接的影響（ウエイト変更の要因）、の2つの要因に分解できる。当時、F室長は、この2つの要因をきちんと認識し、正確に試算していたのかが重要である。すなわち、正しい情報で「影響は小さい」との誤った判断をしていたのか、それとも、誤った情報で誤った判断をしていたのか、いずれに該当するのか、統計の正確な作成に向けた教訓として重要であるので、これらについて説明してください。

(3) 再発防止策について

(総論)

- ① 委員意見書では、監察委員会追加報告は、「今般の事案を統計技術的・学術的に考えた時の重大性に対する認識が不足しているように思われる。学術の世界でこのようなデータの不正やねつ造、盗作などがあれば、間違いなく学界から追放されることは、研究不正に対する最近の事案からも明らかである。それほどに、重大な事案」であるとされておりますが、一方、国会審議では、そもそも監察委員会報告が提示した再発防止策は、統計技術的・学術的観点からまとめられたものではない旨の答弁がなされたと承知しています。監察委員会報告の再発防止策については、そうした理解で正しいでしょうか。

その理解が正しいとすると、委員意見書にあるとおり、再発防止全体で考えると、「当然ながら再発防止策も本事案が学術的側面を多く含むことを勘案してなされるべきである」と指摘されているように、今後、統計技術的・学術的観点からも再発防止策を検討する必要があります。厚生労働省では、今般の事案は、統計技術的・学術的に考えると、どのような問題があると考えますか。また、そのような観点から、どのような再発防止策が必要となると考えますか。

(各論)

- ② 統計技術的・学術的観点からは、以下のような再発防止策が考えられますが、厚生労働省として、これらについてどのように考えますか。

- 1) 個票データおよび集計関連情報など統計作成に必要となるデータの長期保存（過去の遡及推計作成の障害にならないようにするとともに、第三者が推計結果を再現するために、過不足のないデータ・情報の保存・提供を可能とする体制を確立する）
- 2) 学界をはじめとする統計利用者の要望やニーズを把握し、迅速かつ適切に統計に反映する仕組みづくり（利用者ニーズを無視した前例踏襲の統計作成を抜本的に改める、例えば、利用者から批判されてきた断層の縮小に向けた精度改善の取り組みがしっかりなされる仕組みづくり<リスクテイクを嫌い、問題を先送りする組織体制・組織文化の一掃>が不可欠）
- 3) 新しいニーズに迅速に対応できる統計システムの整備
- 4) 統計技術的な観点を統計組織に定着させるための人事システムへの変更（毎月勤労統計の事案のように不適切な程度が深刻な場合、統計部門の最高幹部として、統計技術的な知見を有し、統計に関するリスク管理のできる高度な専門家を計画的に確保・育成するなど人事システム自体を変更）

なお、監察委員会追加報告では、8つの再発防止策を提言しています。これらの提言を可及的速やかに具体化し、できることから再発防止策を実行していく必要がありますが、現時点で、厚生労働省において、具体策をまとめたものはありますか。統計委員会点検検証部会における「点検検証の予備審査（統一的審査）に向けた視点」を踏まえ、具体化についてどのように考えていますか。併せて情報提供をお願いします。

—— 例えば、提言された再発防止策の1番目の項目「調査設計、推計方法（調査の計画、抽出、実査、有効回答、集計などの基本情報の開示を含む。）など、詳細な調査内容の正確かつ迅速な公開」では、毎月勤労統計の精度に関する情報を公開するなど、調査・集計方法の透明性を高めることや、1月以降の統計委員会における説明や議論の結果を、毎月勤労統計のHPから公表することについて、どう考えますか。

—— 例えば、提言された再発防止策の2番目の項目「統計調査の内容や手法に計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合、速やかに問題を報告し、迅速に対応するための体制整備」および8番目の項目「開かれた組織への変革と外部チェック機能の導入」を行う際には、学

界においては、研究不正に対して、きちんとしたチェック体制が構築されています。統計作成においても、第三者が推計結果を再現できるのに過不足のないデータ・情報の保存と提供を行うこととセットで、同様の外部からのチェックの仕組みを取り入れるのが望ましいと思いますが、厚生労働省は、どのように考えますか。

最後に、本稿において情報提供を要望している項目は、あくまで主なものであることを断っておきたいと思います。既に統計委員会の審議を通じて統計委員会から情報提供を求めている事項も含まれていますが、今後の統計委員会ならびに点検検証部会での審議の中では、追加的な疑問点等も生じると予想されます。厚生労働省には、これまで不適切かつ不十分な情報提供を行ってきたことを真摯に反省し、統計委員会の求めに応じて、誠実かつ正確な情報提供を求めます。

以 上